

自転車でも、加害事故の代償はこんなに重い！

高額賠償事故の判決例

自転車による事故が増えて、社会問題化しているのを背景に、裁判で高額賠償の判決が出る傾向にあります。



・ **9,521万円** (平成25年7月4日 神戸地裁判決)

男子小学生(11歳)が夜間帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で、歩行中の女性(62歳)と正面衝突して、女性は頭蓋骨骨折等の重傷を負い、意識不明の状態になった。

・ **9,256万円** (平成20年6月5日 東京地裁判決)

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突した。結果、男性会社員は言語障害等の重大な障害を被った。

・ **5,438万円** (平成19年4月11日 東京高裁)

男性が昼間、赤信号を無視して猛スピードで交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。

出典：一般財団法人日本損害保険協会ホームページ「自転車事故と保険」

自転車事故の当事者(加害者)は裁判で命じられた賠償金を支払う義務がありますが、未成年の場合は、親権者(両親等)がその責任を負うことになります。

自転車事故に備える保険に加入していますか？

自転車事故が多発していることを受けて、最近では保険に加入している人も増えています。

日光市役所 生活安全課



まさかの事故に備え、保険に加入！

【TSマーク自転車保険】

TSマークとは自転車安全整備店で点検・整備をした普通自転車に貼る保険が付いたシールで、この整備すると、その整備の内容に応じた自転車事故の保険が自動的に付いています。

青色TSマーク：賠償責任保険1,000万円

赤色TSマーク：賠償責任保険1億円

※TSマーク付帯保険の有効期間は点検日から1年間です。年に1回、定期的に点検を受けて、保険の更新をしましょう。

【自転車保険】

自転車保険は、ダイレクト型かコンビニで加入する方法があり、1億~3億円程度の個人賠償補償と傷害補償がセットとなったものが一般的です。

個人賠償責任保険は、自動車保険や火災保険などの特約で加入できます。保険会社により3,000万円~無制限の補償限度額となります。